



## ALTのマシュー先生が退任

ALT（外国語指導助手）として、子どもたちの英語指導にあたってきたマシューさんが7月29日をもって、弟子屈町での勤務を終え、白糠町教育委員会に異動することになりました。マシューさんは、主に小、中学校の外国語の授業を担当されました。2018年8月から3年間、弟子屈で過ごした日々を振り返ってもらい、皆さんへメッセージをいただきました。

この町で過ごした日々を振り返ると、親切にしてくれたすべての皆さんに感謝したいと思います。私は都会から来たので、田舎のリラックスした生活を体験するのは初めてでした。弟子屈町では、おいしい食べ物、素晴らしい自然、爽やかな温泉など、たくさんの楽しい思い出があります。これからも何度も訪れたいと思っています。

そして、子どもたちが一生懸命勉強してくれたことに感謝しています。外国語を勉強するのは大変なことだと思いますし、失敗を恐れず挑戦することはとても勇気があることだと思います。これからも一生懸命勉強して、英語の勉強を楽しんでください。

皆さん、3年間ありがとうございました。

WHILES MATTHEW ROBERT

問い合わせ先／町教育委員会管理課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 5 (課直通)

## 第1回 おさがり交換会を開催します



もう使わないけど捨てるのはもったいない。誰かにあげたいけど気兼ねする…。そんな子どもの洋服などをお互いに交換しませんか？

- 会場／摩周観光文化センター多目的ホール
- 日時／8月28日(土) 13時～15時

※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期または中止とする場合があります。

- 参加費／無料 ※持ちかえり用袋は持参してください。

### おさがり事前回収

おうちに眠っているまだ着られる＆使える物を喜んで使ってくれる方へつなぎませんか？以下の場所に期間中いつでも持ち込み可能です。

- 回収場所／待合室「みちくさ」(中央1-6-26)
- 回収日時／8月2日(月)～20日(金)のうち平日の10時～16時
- 回収OKの物／新品もしくは洗濯済みのベビー＆子ども用品やマタニティ用品(下着は新品のみ)、絵本やおもちゃ、未開封で賞味期限の切れていないベビーフードやミルク缶など  
記名があっても大丈夫です。一度受け取った物はお返しできません。
- 回収NGの物／汚れ、破れ、ほつれがある物

## 第2回 オレンジカフェを開催します

町では、認知症の方とその家族、地域住民の方や専門職の方など、誰でも参加でき集えるオレンジカフェを開催しています。

今年度は気軽にお茶を飲みながら、認知症に関することに関心の高いテーマについて語り合います。

今回のテーマは『意思決定シート(わたしの覚え書きメモ)』です。万が一自分の意思をきちんと伝えられなくなっても、自分の気持ちが尊重された生活を安心して送るための覚え書きとして、メモの活用方法について知ったり、語り合ったりしましょう。

- 会場／福祉センター1階和室
  - 日時／8月27日(金)13時30分～15時
- ※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期となる場合があります。

**対象・定員** 町内在住の認知症の方や家族の方、認知症に関心がある方・5組(申し込み先着順)

申し込み締め切り／8月20日(金)

問い合わせ先／役場福祉課地域包括支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

# ご存じですか？

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

### 受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童 ②父(母)が死亡した児童 ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童 ④父(母)の生死が明らかでない児童 ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

### 手当の金額(月額)

- ▶ 児童1人の場合
  - ・ 全額支給／43,160円・一部支給／43,150～10,180円
- ▶ 児童2人以上の加算額
  - ・ 2人目 全額支給／10,190円・一部支給／10,180～5,100円
  - ・ 3人目以降1人につき 全額支給／6,100円・一部支給／6,100～3,060円

## 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



- ▶ 1級該当児童1人につき52,500円
- ▶ 2級該当児童1人につき34,970円

### 手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定以上の場合、その年度(8月～翌7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。  
※令和3年3月から障害基礎年金などの受給者について児童扶養手当の額が障害基礎年金などの子の加算部分の額を上回る場合にその差額を受給できるようになります。

### 所得制限限度額

(児童扶養手当)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87	230	274
2人	125	268	312
3人	163	306	350
4人	201	344	388
5人	239	382	426

(特別児童扶養手当)

扶養親族などの数	所得額	
	受給者	配偶者および養育者
0人	459.6万円	628.7万円
1人	497.6	653.6
2人	535.6	674.9
3人	573.6	696.2
4人	611.6	717.5
5人	649.6	738.8

- 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当金額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上)、老人扶養親族または特定扶養親族・控除対象扶養親族(19歳未満)がある場合は、上記の額に次の額を加算。
  - 本人の場合
    - 同一生計配偶者(70歳以上)または老人扶養親族1人につき10万円
    - 特定扶養親族・控除対象扶養親族(19歳未満)1人につき15万円
  - 孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 扶養親族などが6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

## 現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月2日(月)～31日(火)の間に現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は8月12日(木)～9月13日(月)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

※児童扶養手当受給者の方へ

次に該当する方は、現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届」を提出してください。該当する方には郵便で個別に案内しています。提出がない場合は手当の一部、または全部が停止される場合があります。

- ①支給開始月から5年を経過する予定の方
  - ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方
  - ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月から数えて5年を経過する予定の方
  - ④既に①～③の期間を経過した方
- ※①～③は2020年8月から2021年7月の期間で該当年数を経過する方が対象です。

問い合わせ先 児童扶養手当について／役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)  
特別児童扶養手当について／役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)